

奨学金「取り立て」ビジネスの残酷

「借金漬け」にして暴利貪る

「教育の機会均等に寄与するため
に学資の貸与その他学生等の修学
の援助を行う」——独立行政法人
日本学生支援機構(旧日本育英会)
が行う奨学金制度の目的である。
だがその裏では、奨学生を借金地
獄へと突き落とす「官製学生ロー
ン」と見紛うばかりのやり取りが、
日々裁判所で繰り広げられている。
時効だと知りながら請求

都内で自営業を営むA氏は、日
本学生支援機構(以下、支援機構)
から「九十万円を払え」と訴えら
れた。三月二十三日午後、東京地
方裁判所の法廷で次のようなやり
取りが交わされた。

A氏「年収が約百万円しか
ないので月々の支払額が一万二千
円というのは厳しい。一万円以下
でお願いしたい」

裁判官「じゃあ、間を取って一
万二千円では」
A氏「はい……それでいいです」
支援機構代理人「二万二千円と
いうのは厳しいですね」

月々の払いが減ったからといっ
て支払総額が変わるわけではない。
だが支援機構側は「月額一万一千
円」案に難色を示した。それでも
A氏は安堵していた。というのも
危うく九十万円どころか三百万円
もの借金を背負い込むところだっ
たからだ。経緯はこうだ。

支援機構が申し立てた「支払督
促」がA氏の元に届いたのは昨年
夏。元本百六十三万円、延滞利息
(年率一〇%)百五十二万円の計三
百十五万円を払えという内容だ。
A氏は驚いた。とうの昔に返済済
みだと思っていたからだ。支払督
促は裁判に準じた手続きで、異議

を立てたのだ。時効が成立してい
るではないか——A氏が裁判で主
張すると、支援機構側はすぐさま
請求額を九十万円に訂正した。時
効だと知りながら請求していたの
だから悪質だ。こうして事なきを
得たA氏だが、「あまりにも杜撰」
と支援機構の対応に憤りを隠さな
い。

分割でほぼ解決したA氏に比べ
て、千葉県の会社員B氏の場合は
さらに深刻だ。元本百万円と利
息・延滞金六十万円の計百六十万
円を一括で返済するよう支払督促
を起こされた。

「元本だけに減額した上で、分割
払いにしてほしい」

月収二十万円で辛くも妻子を養
っているB氏は必死に頼み込んだ
ものの、支援機構は聞く耳を持た
ない。絶望的な気持ちになったB
氏だが、「返済猶予」という制度
があることに気がついた。収入が
少ないなど事情があれば五年間を
限度に返済を猶予、利息・延滞金
を免除するという制度だ。

「返済猶予制度をさかのぼって適
用できないものか」

わらにもすがる思いで訴えたB

申し立てをしなければ請求どおり
に判決が確定する。A氏は異議を
申し立てた。

A氏が奨学金を借りたのは約二



奨学金を新たな「金融商品」とも考えているのか(日本学生支援機構の資料)

十年前だ。無利子のもの百三十万
円と、原則返済免除になる「特別
貸与奨学金」五十七万円の計百八
十七万円。卒業後すぐに返済を始
めたため、給与口座からの引き落
として返済は終わったはずだった。
「三百十五万円」に疑問を持った
A氏が支援機構に問い合わせた結
果、驚くべき事実が判明した。か
つて二度続けて残高不足の月があ
り、それが理由で以後、口座に残
高があっても引き落
とせない状態になっ
ていたというのだ。
入金がないことによ
って、特別貸与奨学
金の返還義務まで発
生した。この間、育
英会(当時)からの連
絡は一切なかったと
いう。

途方に暮れたA氏
は、法テラス(日本
司法支援センター)
を通じて弁護士に相
談し、再び驚く。三
百十五万円の請求の
うち、約二百二十万
円が十年の時効を過

「徹底回収」。これが冒頭の理念を
掲げた奨学金の実態だ。

奨学金の原資を確保する——そ
れが支援機構が回収強化に励む
「表向き」の理屈である。〇九年
に百二十億円にも上る奨学金の未
回収が発覚し、その杜撰な運営実
態が社会問題化したことも、彼ら
の行動の「後ろ盾」となっている
のだろう。だが本当にそれだけな
のか、そこには拭えぬ「疑い」が
ある。

原資の確保であれば元本の回収
がなにより重要だ。ところが、日
本育英会から独立行政法人に移行
した〇四年以降、回収金はまず延
滞金と利息に充当するという方針
を頑なに実行している。一〇年度
の利息収入は二百三十二億円、延
滞金収入は三十七億円に達する。
これらの金は経常収益に計上され、
原資とは無関係のところへ消えて
いる。この金の行き先のひとつが
銀行であり、債権管理回収業者(サ
ービサー)だ。一〇年度期末で民
間銀行からの貸付残高はざっと一
兆円。年間の利払いは二十三億円。
また、サービサーについては、同
年度で約五万五千件を日立キャピ

タル債権回収など二社に委託し、
十六億七千万円を回収、そのうち
一億四百万円が手数料として払わ
れている。銀行やサービサーのみ
ならず、訴訟を起こしている弁護
士にとっても大きなビジネスチャ
ンスだ。支援機構の顧問弁護士
のところにも多数の訴訟案件が持
込まれており、さながら奨学金パ
ブルといった状況を呈している
という。奨学金の原資を確保する
という美名のもとに、学生を借金潰
けにするあこぎな金融ビジネスで
暴利を貪る——これが支援機構の
現実ではないか。

経済協力開発機構(OECD)加
盟三十カ国のうち、給付制奨学金
がなく、大学の学費も有料という
国は日本しかない。さすがに恥ず
かしく思ったのか、文科省は一二
年度予算の概算要求に給付制奨学
金二百四十九億円を計上したが、
財務省はいとも簡単に切り捨てた。
教育に金をかけない国は競争力
も育たない——国際NGO「トラ
ンスペアレンシー・インターナシ
ヨナル」の分析である。「奨学金」
が日本をさらなる没落へと導くな
らば、これほどの皮肉はない。

年、急速に「金融事業」化を進めた。奨学金の金融事業化を最も示しているのが、有利子奨学金の増加である。現在、日本学生支援機構の奨学金には、大きく分けて第一種と第二種の二種類の奨学金が存在する。第一種奨学金は無利子の奨学金であり、第二種奨学金が有利子の奨学金である。1984年に世論の反対を押し切って日本育英会法が改定され、有利子の第二種奨学金の導入が決まった。

そして1999年4月の「きぼう21プラン」以降、有利子奨学金の採用基準が緩和されるとともに、貸与人数の大幅な拡大が図られた。これによって日本学生支援機構奨学金の無利子対有利子の比率は、貸与人員においては、1998年の78・22から2013年には29・71、事業費において1998年の76・24から2013年年には24・76とほぼ逆転し、有利子中心の制度となった。

無利子貸与奨学金は一般会計から支出される政府貸付金が中心的な財源であるのに対して、有利子貸与奨学金は財政投融资を中心的な財源として運営される。一般会計から支出されないということは、「小さな政府」を目指す当時の新自由主義政策とも合致していたことがわかる。2007年以降は民間資金の導入も始まった。

1・08%である。この場合には返還総額は536万4513円である。毎月の返還額は2万2351円であり、ここでも返還が大きな負担となることは間違いない。日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3か月に達すると延滞者の情報を個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に登録する。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年には200件だったが、2011年には1万件に増えている。

原資の確保を優先するのであれば元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けている。2010年度の利息収入は232億円、延滞金

「借りた以上の金を返さなければならぬ」有利子奨学金は、豊かでない家庭の出身者にも経済的支援をすることによって、「教育を受ける権利」を保障する奨学金という名に値しない。学生が卒業後に支払う有利子財源は利子がついて市場に還流し、次の財政融資資金になる。そのことは、奨学金が教育事業ではなく、金融事業となっていることを示している。

3 金融事業化した奨学金制度の実態

具体的に見てみよう。有利子の第二種奨学金を月に10万円を借りたとする。4年間の貸与総額は480万円になる。第二種奨学金の利率は固定方式と見直し方式があるが、両方式ともに上限利率は最大3%までとなっている。上限利率の3%で計算すると、480万円借りた人の返還総額は、645万9510円となる。

この場合、毎月の返還額は2万6914円で、返還年数は20年である。大学卒業後の23歳から返還を始める、終わるのは43歳となる。月に約2万7000円という返還額は莫大であり、これは大きな負担となる。2012年3月末貸与終了者の貸与利率は、利率固定方式では

収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円である。債権回収専門会社については同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億4000万円が手数料として払われている。

このことから、奨学金が銀行や債権回収会社に利益をもたらす金融事業となっていることがわかる。一度、奨学金を延滞してしまつと、そこからの支払いは延滞金↓利息↓元本の順となる。延滞金が10%であるから、元本の10%以上のお金を支払わなければならない。このために、元本がなかなか減らず、奨学金返還が長期化する人が増加している。

現在の奨学金制度は、利用者にとって返還が極めて困難な内容となっているといえるだろう。

4 返したくても返せない—若年労働市場の劣化

用となった。第一種奨学金について、教育職に就いた場合には返還が免除される制度は、1998年に廃止された。また2004年には日本育英会が廃止され、日本学生支援機構へと移行し、この時に大学での研究職に就いた場合には返還が免除される制度も廃止された。

ここでの第一の問題は、大学進学を目指す子どもにとって、奨学金が十分な役割を果たしていないということである。無利子奨学金の採用人数が少ないため、子どもの成績と親の年収が基準に達していても、無利子奨学金に採用されることは難しい。これでは意に反して有利子奨学金に申し込むことを強られるか、家庭の経済状況が厳しければ、大学進学自体を諦めざるを得なくなるであろう。

第二の問題は、奨学金返還の困難である。第一種の無利子奨学金は、返還額が毎月1万5000円以内に収まるように設定されている。たとえば自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月4万5000円の貸与を受けられるが、これを大学卒業後に14年かけて毎月1万2857円を返還する。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払い続けられれば、37歳で返還は終了する。

しかし、毎月1万5000円以内とはいっても、返還は容易ではない。正規雇用への就職ができたとしても、学生の時とは異なり、税や年金、社会保険料の支払いが必要となる。それらに加えて月1万円以上の奨学金返還を行うことは決して楽ではない。特に自分で部屋を借りて家賃や水道光熱費を支払うことになれば、その困難は明らかである。また大学を卒業しても非正規雇用労働者となる可能性も高い。その場合には返還が困難となることは明らかだろう。

さらに困難なのは、第二種奨学金を返還する場合である。例えば第二種の有利子奨学金を月に10万円借りた場合、貸与総額は480万円である。貸与利率を上限の3.0%で計算すると、返還総額は645万9510円になる。この場合、毎月の返還額は2万6914円となり、返還年数は20年である。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払

い続けられれば、43歳で返還は終了する。

この返還が困難であることは明らかだろう。非正規雇用労働者の多くは返還が不可能であろうし、正規雇用労働者でも自分で部屋を借りるなど住居費負担がある場合には、この返還は極めて困難であるに違いない。

また、奨学金返還が20年も続くことは、大学卒業後のライフコースに重大な影響をもたらすだろう。大学卒業後の20年というのは、結婚・出産・子育てなどのライフイベントと重なることが多いからである。多額の奨学金返還を抱えていることは、結婚後の生活に重大な負の影響を与えるであろうし、場合によっては結婚自体を困難にしかねない。

さらに、出産・子育てへの影響は甚大だろう。奨学金返還によって出産をあきらめれば少子化がより一層進むことになる。また奨学金返還によって、子育て費用を出すことが困難となれば、子どもが十分な教育を受けられなくなる危険性が高い。ここでは奨学金の返還が「子どもの貧困」と直結する。親の奨学金返還によって子どもの教育機会が奪われ、子どもが貧困に陥れば、それは奨学金返還が「貧困の再生産」をもたらすことを意味する。

奨学金の返還が滞れば、年利10%の延滞金が発生する¹⁾。延滞金発生後の返還では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される。そのため元本を減らすことが困難である。元本の10%以上のお金が出せなければ、半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

日本学生支援機構の2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円となる。同年度の回収作業は、約5万50000件が日立キャピタル債権回収など二社に委託され、16億7000万円を回収していて、その

うち約1億400万円が手数料として支払われている。奨学金事業は、奨学事業ではなく金融事業となっている。また経済的に豊かでない家庭の出身者から利益を得ている点で、「貧困ビジネス」とも呼べるだろう。

2 上昇し続ける大学学費と経済的困難

奨学金問題が深刻化した背景には、大学学費の値上がりや経済的困難の深まりがある。1960年代まで大学学費、特に国立大学の学費は低く抑えられていた。

1969年入学者の場合、国立大学の入学料は4000円、授業料は年間1万2000円であった。

国立大学の安い授業料は、戦後の教育改革における「教育の機会均等」政策の結果であった。戦後の国立大学増加の抑制と私立大学の増加によって、高等教育システム全体のなかでの私立大学の比重が増加し、国立大学の授業料の安さは「特権」として捉えられるようになり、私立大学との「格差」を批判されることとなった。1970年代になると「国私格差」の是正という名目で、国立大学の授業料は上がり始めた。

1980年代に入ると、国私格差の是正よりも、高等教育における「受益者負担論」が優勢となった。国立大学の授業料は急激に上昇した。また1980年までは増加を続けた私立大学への政府助成も、それ以後は伸び悩み、その結果として私立大学の学費も上がっていくこととなった。

大学学費の値上げをもたらしたもう一つの原因は、学生による自治会活動の衰退であった。1950年代から70年代にかけて、学生自治会による学費値上げ反対運動は盛んであり、学費を引き上げることは容易ではなかった。しかし、1970年代における学生運動の過激化、70年代後半以降における消費社会の進展と大学のレジャーランド化が進むなかで、自治会活動は衰退し、学費値上げに反対する動きが弱まった。その結果、学費値上げにブレーキがかからなく

なったのである。

学費値上げが続けられたにもかかわらず、それは社会問題化されなかった。1973年の石油ショック後、減量経営と輸出の増加などによって日本経済は早期に回復し、1975年から1990年頃まで中成長を継続した。日本型経営が維持されたことによって、家計の主たる担い手である男性正規雇用労働者の年功序列型賃金体系は維持された。子どもが大学に進学する頃には父親の賃金が上昇したため、高い学費を負担することが、多くの家庭において可能な状況が続いたのである。

しかし、1991年のバブル経済崩壊以後に状況は一変した。学卒就職は非常に困難となり、若年層の失業や非正規雇用が増加した。1990年代半ばを過ぎると、中高年の正規雇用労働者に対しても、人件費のカットが行われるようになった。

1997年～98年頃をピークに、世帯年収は減少していった。世帯年収の中央値は1998年の54万円から2009年には438万円まで低下した。

これだけ世帯年収が低下すれば、子どもの大学の学費を支払うことは容易ではない。そこで奨学金の受給者が急増することになった。大学生のなかの奨学金受給者（学部昼間部）の割合は1998年の23.9%から2010年には50.7%まで上昇した。世帯年収の低下と奨学金受給者の増加の時期が、ぴったりと重なっていることがわかる。

3 高卒就職の困難

大学における奨学金問題が深刻に受け止められなかった理由の一つに、高校卒業以上のより良い進路選択を求めての大学進学という位置づけがあった。ほぼ普遍化した高校進学が、誰にでも確保されなければならない「権利」として認識されやすいのに対して、大学進学はより良い進路を求めての個人の「選択」と捉えられることが多い。

働者においても年収三〇〇万円未満が全体の三割以上となっている。大学を卒業して就職できたとしても、低賃金労働者になってしまう可能性は飛躍的に高まっている。

日本学生支援機構の奨学金の三カ月以上の延滞者のうち、四六%が無職あるいは非正規雇用で、八三・四%が年収三〇〇万円以下というデータが出てている。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに返せない」という批判は誤っている。失業率の高まり、非正規雇用や周辺の正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が、奨学金返還を困難にしているという構造を捉えることが重要である。

滞納が問題となっている一方で、回収やペナルティの強化が進んでいる。日本学生支援機構は二〇一〇年八月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が三カ月に達すると、延滞者の情報を個人情報機関に登録する。一度登録されると、延滞が解消してからも五年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が四カ月に達すると、延滞債権の回収を債

ている。奨学金が、銀行や債権回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となっていることがわかる。

四 大学進学を強いられる労働市場の構造変動

奨学金返還の困難を説明すると、それだけ進学が大変なのであれば、大学進学をせずに高卒就職の道を選択すべきだという議論がよく登場する。しかし、「高卒就職の激減」という労働市場の変化が起こっていることを見落としてはならない。

一九九一年のパブル経済の崩壊と経済のグローバル化の影響を最も受けたのが、高卒の就職・雇用状況である。高卒の求人数は一九九二年の一六七万六〇〇〇人をピークとしてその後、急速に減少する。一九九五年には六四万七〇〇〇人とピーク時の半分以下となり、二〇一一年には一九万五〇〇〇人にまで減っている。一九九二年の一・六%で、八八%以上もダウンしたことが分かる。

例えば二〇一一年度の高校新卒者の求人倍率は〇・六八倍、なかでも北海道は〇・二九倍、東北では〇・三二倍、三人地方では〇・四六倍、北九州では〇・四五倍、南九州で〇・三三倍と極めて低くなっ

権回収専門会社(サービサー)に委託する。そして延滞が九カ月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は二〇〇四年にはわずか二〇〇件であったが、二〇一一年には一万件にも増えている。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は二〇〇四年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けている。二〇一〇年度の利息収入は二三億円、延滞金収入は三七億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。二〇〇年度期末で民間銀行の貸付残高は約一兆円で、年間の利払いが二三億円である。債権回収専門会社は同年度、約五万五〇〇〇件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、一六億七〇〇万円を回収していて、そのうち約一億四〇〇万円が手数料として支払われ

ている。この状況では、家計が経済的に厳しくても、就職するためには大学に進学せざるを得ないと考える人びとが増加するのは当然だろう。

高校卒業後の就職が厳しく制約され、半ば大学進学を強いられている状況が広がっている。大学に進学する学生に対して、「強い目的意識もなく進学している」とか「好きで進学しているのだから、財政的サポートは必要ない」という意見は的外ししている。彼らの多くは、厳しい就職状況のなかで好むと好まざるとにかかわらず、大学進学をせざるを得ない。そのなかで、学生と親は高い学費負担を強いられている。

五 奨学金制度改善へ向けての動き

奨学金制度の問題点を講義やゼミで扱ったところ、学生の多くが強い関心をもった。二〇一二年九月一日に、中京大学の学生二人が有利子奨学金の無利子化や給付型奨学金の導入を目指して、「愛知県 学費と奨学金を考える会」(ホームページ <http://syougakukin2012.web.fc2.com/> / フェイスブック <http://www.facebook.com/aichi.ATS>) を立ち上げた。奨学金制度の改善へ向けて、学生

2014年11月

と、教室の雰囲気が一気に変わります。寝ている学生がいなくなり、実際、この奨学金が原因で結婚できない事例が多数出てきています。ヤフーの知恵袋に「奨学金 結婚」と入力してみてください。たいへん興味深い質問がたくさんヒットします。「私は借りていないが、彼が八百万円を借りている。母親から、おまえは借金と結婚するのかと訊かれ、結婚に頑強に反対されていますが、どうしたらよいでしょうか」「私は四百万円、彼女が六百万円、合わせて一千万円。結婚後の生活が不安で仕方ないのですが、どうしたらいいでしょうか」などなど、とても真に迫った質問が多数登場しています。さらに、三週間前、名古屋の喫茶店で偶然隣の席に座ったカップルが、この奨学金返還について、たいへん深刻な相談をしていました。「二人合わせて月四万円、とても無理だよ」——「え、どうするの、結婚できないじゃないの」と言っていました。つまり、この名古屋でも毎週話題になるくらい、この問題はメジャーなのです。

利息と延滞金は銀行と債権回収専門会社へ

さらに、返せなければ、年十パーセントの延滞金です。四百八十万円借りていれば、一年間で四十八万、二年間で九十六万、三年間で百四十四万円と膨れ上がっていきます。しかも延滞金発生後の返済では、返済金はまず延滞金に充当され、ついで利息、そして最後に元本です。おそろしい順番です。元本を減らすことが困難なのです。元本の十パーセント以上のお金が出せなければ、半永久的に延滞金を支払い続けることになります。しかもおそろしいのは、この利子や延滞金がどこに行っているかということです。日本学生支援機構は「皆さんの返すお金が、次の学生のための原資になる」と言っていますが、それは大嘘です。原資になるのであれば、元本だけ返せばいいわけです。利息や延滞金は別のところへ行っています。二〇一〇年度の利息収入は二百三十二億円、延滞金収入は三十七億円です。これらのお金は経常収益に計上され、原資とは無関係なところへ行っています。行き先は銀行と債権回収専門会社です。二〇一〇年度

期末で、民間銀行からの貸付残高はだいたい一兆円で、年間の利払いは二十三億円です。債権回収会社は、同年度、約五万五千件を下請け会社二社に委託し、十六億七千万円を回収していて、そのうち一億四百万円が手数料として支払われています。つまり、金融機関や債権回収会社のビジネスになっているわけです。ですから、この奨学金は奨学事業ではなく、金融事業であり、また利用している人たちは経済的に厳しい家庭の出身者が多いですから、貧困ビジネスと私は呼んでいます。

三 奨学金制度の改善に向けて

改善への貴重な一歩

奨学金制度の改善に向けて、この愛知県から運動が開始されました。二〇一二年の九月一日、愛知県の大学生らによる「愛知県 学費と奨学金を考える会」がスタートしました。この会については、ホームページとフェイスブックがあります。それらを見ていただければ、愛知県でどんな活動が進んでいるのかわかります。また、カンパのお願いもしておりますので、ぜひそちらのほうも見てください。さらに、奨学金返済困難者の救済と奨学金制度の改善をめざして、二〇一三年三月三十一日、奨学金問題対策全国会議が結成されました。この会議についても、ホームページとフェイスブックがあって、これを見ていただく、どんな活動が進んでいるのかわかります。

こうした活動によって、二〇一四年度予算において制度の改善が進みました。延滞金の付加率は十パーセントから五パーセントに削減され、返還猶予期限は五年から十年に延長されました。減額返還制度と返還猶予制度の基準が緩和され、延滞者への返還期限猶予制度の適用も行われるようになりました。さらに減額返還制度の申請書類も簡素化されました。そして無利子の奨学金が増加し、有利子の奨学金が削減

者の7・1%の3万9636人に達する。非正規雇用労働者の多くは正規よりも低賃金である。12年の「就業構造基本調査」で見ても、パート、アルバイト、派遣、契約などの非正規雇用労働者の90%以上が年収300万円未満となっている。非正規雇用労働者の多くが、奨学金返還が困難であることは容易に理解できる。

非正規雇用労働者の増加にともなつて、正規雇用の働き方も変化してきている。正規雇用労働者の待遇が低下してきているのである。ボーナスがなかったり、年功序列型賃金でなかったりするなど、低待遇の正規雇用のことを「周辺の正規労働者」と呼ぶ(注2)。この周辺の正規労働者が増えている。正規雇用労働者でも年収300万円未満の労働者が1052万人で、正規雇用労働者全体の31・8%に達している(注3)。

周辺の正規労働者の中心はこれまで女性であった。しかし近年は、家計を支えることを想定されている男性正規雇用でも、周辺の正規労働者が急増している。働き盛りの男性正規雇用労働者(30、59歳)で、非正規雇用と同等の年収300万円未満の人が1997年

2012年には265万人(約15%)を超えた(注4)。

低賃金労働者が急増 奨学金返還が困難に

増加する非正規雇用労働者の9割以上が、年収300万円未満である。正規であっても低賃金の周辺の正規労働者が男性にも広がり、正規雇用労働者においても年収300万円未満が全体の3割以上となっている。大学を卒業して就職できなかったとしても、低賃金労働者になってしまふ危険性は飛躍的に高まっている。

日本学生支援機構の奨学金の3カ月以上の延滞者のうち46%が無職あるいは非正規雇用で、83・4%が年収300万円未満というデータが出ている。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに返さない」という批判は誤っている。失業率の高まり、非正規雇用や周辺の正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が、奨学金返還を困難にしているという構造を捉えることが重要である。

滞納が問題となっている一方で、回収やペナルティーの強化が進んでいる。日

本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3カ月には達すると、延滞者の情報を個人信用情報機関に登録する。一度登録されると、延滞が解消してからも5年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4カ月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社に委託する。そして延滞が9カ月になると自動的に法的措置となる。日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は04年にはわずか200件であったが、11年には1万件にも増えている。まさに奨学金被害ともいべき事態が広がっている。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は04年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けている。10年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関

係のところに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。10年度期末で民間銀行の貸付残高は約1兆円で、年間の利払いが23億円である。同年度、債権回収約5万5000件を日立キャピタル債権回収株式会社など2社に委託し、16億7000万円を回収している、そのうち約1億4000万円が手数料として支払われている。奨学金が、銀行や債権回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となっており、それが多数の奨学金被害を生み出していることが分かる。

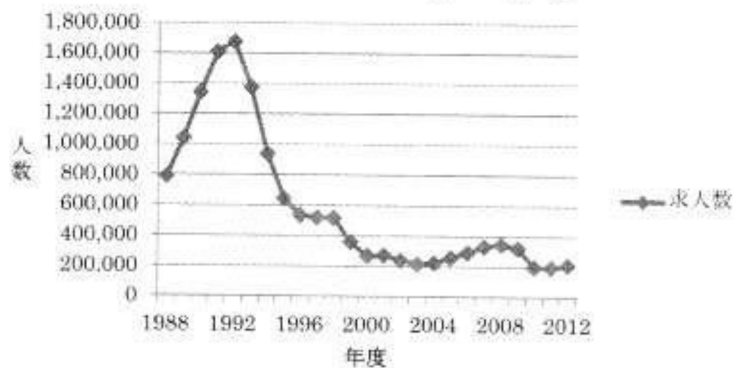
高卒求人が急速に減り 大学進学なら高い学費

奨学金返還の困難さを説明すると、それだけ進学が大変なのであれば、大学進学をせずに高卒就職の道を選択すべきだという議論がよく登場する。しかし、「高卒就職の激減」という労働市場の変化が起こっていることを見落としてはならない。

1991年のバブル経済の崩壊と経済のグローバル化の影響を大卒以上に受けたのが、高卒の就職・雇用状況である。

図3

高校新卒者求人数の推移



高卒の求人数は92年の167万6000人をピークとしてその後、急速に減少する。95年には64万7000人とピーク時の半分以下となり、2011年には19万5000人にまで減っている。1992年の11・6%で、88%以上もダウンしたことが分かる(図3)。

例えば2011年度の高校新卒者の求人倍率は0・68倍、なかでも北海道は0・29倍、東北では0・32倍、山陰地方では0・46倍、北九州で0・45倍、南九州で0・33倍と極めて低くなっている。この状況では、家計が経済的に厳しくても、就職するためには大学に進学しようとする人びとが増加するのは当然だろう。

高校卒業後の就職が厳しく制約され、半ば大学進学を強いられている状況が広がっている。大学に進学する学生に対して、「強い目的意識もなく進学している」とか「好きで進学しているのだから、財政的サポートは必要ない」という意見は的外れしている。彼らの多くは、厳しい就職状況のなかで好むと好まざるにかかわらず、大学進学をせざるを得ない。そのなかで、学生と親は高い学費負担を強いられている。

こうした状況に対して、中京大学の学生2人が有利子奨学金の無利子化や給付型奨学金の導入を目指して、12年9月1日に「愛知県 学費と奨学金を考える会」(ホームページ <http://www.youngakuijin2012.web.fc2.com/> フェイスブック <http://www.facebook.com/>)

データが出ている。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに返さない」という批判は誤っている。失業率の高まり、非正規雇用や周辺の正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が、奨学金返済を困難にしているという構造を捉えることが重要である。

滞納が問題となっている一方で、回収やペナルティの強化が進んでいる。日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3か月に達すると、延滞者の情報を個人信用情報機関に登録する。一度登録されると、延滞が解消してからも5年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払い督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年にはわずか200件であったが、2011年には1万件にも増えている。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けている。2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行の貸付残高は約1兆円で、年

間の利払いが23億円である。債権回収専門会社は同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など2社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち約1億4000万円が手数料として支払われている。奨学金が、銀行や債権回収専門会社に利益をもたらす「金融事業」となっていることがわかる。

4. 大学進学を強いられる労働市場の構造変動

奨学金返済の困難を説明すると、それだけ進学が大変なのであれば、大学進学をせずに高卒就職の道を選択すべきだという議論がよく登場する。しかし、「高卒就職の激減」という労働市場の変化が起きていることを見落としてはならない。

1991年のバブル経済の崩壊と経済のグローバル化の影響を最も受けたのが、高卒の就職・雇用状況である。高卒の求人数は1992年の167万6000人をピークとしてその後、急速に減少する。1995年には64万7000人とピーク時の半分以下となり、2011年には19万5000人にまで減っている。1992年の11.6%で、88%以上もダウンしたことが分かる（図4）。

高校新規学卒者の職業別就職者数をみると、1950年代から70年代にかけては、事務従事者が最も多い職業であり、高校生の多くはホワイトカラーとして就職していた。

1980年代に入ると事務従事者は減少し、1980年代半ばには生産工程・労務作業者が事務従事者を上回った。さらに、事務従事者や販売従事者（商品の仕入れ・販売や営業に従事する労働者）は1990年代以降、急激に減少しており、生産工程・労務作業（機械などを用いて原材料を加工・組み立

大内著

「JP総研リサーチ」2017年3月

され、日本学生支援機構への組織改編が行われた。独立行政法人である日本学生支援機構は、奨学金制度を「金融事業」と位置づけ、その中身をさらに変えていった。2007年以降は、民間資金の導入も始まった。この過程で、1998年から2013年の間に有利子の貸与人員は約9.3倍、事業費は約14倍にも膨れ上がった。同時期に無利子の貸与人員は約1.6倍、事業費は約1.7倍しか増加せず、この間に奨学金制度の中心は無利子から有利子へと移行したことになる(図1、図2)。

3 奨学金返済の困難

日本学生支援機構の奨学金は貸与制であり、返済が問題となる。多数派である有利子の第二種奨学金の場合だと次のようになる。

月に10万円を借りると、4年間の貸与総額は480万円になる。上限利率の3%で計算すると返済総額は645万9,510円となる。この場合、毎月の返済額は2万6,914円で、返済年数は20年となる。23歳から返済を始めて43歳までかかる。月に約2万7,000円という返済額は莫大であり、これが大きな負担となることは間違いない。

こうした負担の重さが原因となって、2012年に返済すべき奨学金を滞納した人は約33万4,000人で、期限を過ぎた未返済額は約925億円に上る。奨学金返済を滞納している人に対して、「甘えている」とか「借りたものを返すのは当たり

前だ」という声が存在するが、そこには急速に進んでいる労働市場の劣化と若年層の貧困化への視点が欠けている。奨学金返済を滞納している人の多くが、「返したくても返せない」というのが実情である。

1990年代前半のバブル経済が崩壊した後、大学卒の就職はそれまでとは大きく変わった。学校基本調査によれば、大学卒の就職率は1991年の81.3%から急速に低下し、2003年には55.1%となった。その後も厳しい状況は続いている。

何とか職を得ることができても、契約社員や派遣社員、アルバイトなどの非正規雇用に就く大卒も増加している。非正規雇用労働者の多くは正規よりも低賃金である。2012年の「就業構造基本調査」で見ても、パート、アルバイト、派遣、契約などの非正規雇用労働者の90%以上が年収300万円未満となっている。非正規雇用労働者の多くが、奨学金返済が困難であることは容易に理解できる。

非正規雇用労働者の増加にともなって、正規雇用の働き方も変化し、その待遇が低下してきている。ボーナスがなかったり、年功序列型賃金でなかったりするなど、低待遇の正規雇用のことを「周縁的正規労働者」と呼ぶ。この周縁的正規労働者が増えている。正規雇用労働者でも年収300万円以下の労働者が1052万人で、正規雇用労働者全体の31.8%に達している。

増加する非正規雇用労働者の9割以上



が、年収300万円未満である。正規であっても低賃金の周縁的正規労働者が男性にも広がり、正規雇用労働者においても年収300万円未満が全体の3割以上となっている。大学を卒業して就職できたとしても、低賃金労働者になってしまう可能性は飛躍的に高まっている。

日本学生支援機構の奨学金の3か月以上の延滞者のうち46%が無職あるいは非正規雇用に、83.4%が年収300万円以下というデータが出ている。このデータを見ても、奨学金を「返せるのに返せない」という批判は誤っている。失業率の高まり、非正規雇用や周縁的正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」が、奨学金返済を困難にしているという構造を捉えることが重要である。

滞納が問題となっている一方で、回収やペナルティの強化が進んでいる。日本学生支援機構は2010年8月に「債権管理部」を設置し、回収を強化している。延滞が3か月に達すると、延滞者の情報を

個人信用情報機関に登録する。一度登録されると、延滞が解消してからも5年間は登録されたままとなる。登録された期間はローンやキャッシング、クレジットカードの審査には通らない可能性が高くなる。

延滞が4か月に達すると、延滞債権の回収を債権回収専門会社(サービサー)に委託する。そして延滞が9か月になると自動的に法的措置となり。日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払督促を申し立てられる奨学金滞納者は2004年にはわずか200件であったが、2011年には1万件にも増えている。

原資の確保を優先するのであれば、元本の回収がなにより重要なはずであるが、日本学生支援機構は2004年以降、回収金はまず延滞金と利息に充当する方針を続けている。2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行っている。

この金の行き先の一つが銀行で、もう一つが債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行の貸付残高は約1兆円で、年間の利払いが23億円である。債権回収専門会社は同年度、約5万5,000件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7,000万円を回収していて、そのうち約1億400万円が手数料として支払われている。奨学金が、銀行や債権